

とみさとプラザ — その1 —

福祉団体と締結
防災
災害時における福祉避難所の設営運営に関する協定を締結



1月17日、災害時に備え、一般の避難所での避難生活が困難な障がいをお持ちの人などが、少しでも安心した避難生活が行える体制を確保するために、次の6法人と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しました。

法人名・施設名（福祉避難所設置施設）	所在地
社会福祉法人清郷会 老人福祉施設 九十九荘	立沢新田192-16
医療法人社団知己会 介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	七栄653-73
社会福祉法人福葉会 障害者支援施設 富里福葉苑	中沢975-3
特定非営利活動法人 恵み野会	地域生活支援 大地 七栄146-1 地域生活支援 太陽 七栄478-88 在宅介護支援 つくしんぼ 七栄204-1
医療法人社団聖母会 地域活動支援センターⅠ型 成田地域生活支援センター	成田市本三里塚226-13
(株)千葉総合介護サービス CSKシニアハウス	日吉倉13-8

※福祉避難所は、避難所へ避難したものの、多くの被災者と過ごす事の心身への負担が大きい、障がい者、高齢者など、避難所での生活が困難な人を受け入れる施設です。



協定の主な内容

- ①市が災害対策本部内に設置する被災建築物応急危険度判定実施本部を支援する判定コーディネーターを派遣する
- ②市が指定する防災拠点施設、医療施設、避難所と社会福祉施設などの被災建築物応急危険度判定を行う
- ③市が必要と認める施設及び家屋の被災建築物応急危険度判定を行う

防災
（公社）千葉県建築士事務所協会成田支部と締結
地震発生時における
応急対策活動に関する協定
1月17日、（公社）千葉県建築士事務所協会成田支部と「地震発生時における応急対策活動に関する協定」を締結しました。

Hot News

富里中学校屋内運動場安全対策工事・
富里小学校エレベーター設置工事が完了

安全対策工事が完了



富里小学校第一校舎のエレベーター設置工事が1月に完了しました。

教育委員会では、とみさと教育プランに沿い、安全・安心な教育環境の整備を今後も進めていきます。

問教育総務課施設班 ☎（93）7657



▲エレベーター設置工事が完了

富里中学校屋内運動場の安全対策工事が平成28年11月に完了しました。これにより、市内全ての学校施設の耐震工事が完了しました。

たくさんの人のご協力により、学校施設の安全性がより向上しました。

市営水道を利用している皆さんへ

ちょっとしたときは連絡を

水道課へ連絡

- 所有者が変わったとき
- 水が変色したり、出ないとき
- 道路で漏水を発見したとき
- ヴェオリア・ジェネッツ(株) 富里営業所へ連絡
- 引越など、開・閉栓が必要なとき
- 検針に関するご事情
- 使用者が変わったとき
- 水道料金に関するご事情
- ヴェオリア・ジェネッツ(株) 富里営業所 ☎（93）1791
- 月々金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- 土曜日 午前8時30分～午後0時30分

料金の支払いは
便利な口座振替で

- 一度手続きをすると、支払いの手間が省けます。次のものを持参し、取扱金融機関の窓口で申し込みください。
- 預金通帳 ○届出印
- 納入通知書や使用水量などのお知らせ（検針票）

水道メーターの検針にご協力を

- 市営水道の検針は、2か月ごとに行います。検針がしやすいように、メーターボックスの管理は次のことに注意・協力をお願いします。
- 中をきれいに保つ

平成29年度
水質検査計画の公表

- ふたが破損する原因になるので、上に物を置いたり、車やバイクを駐車しない
- 犬はメーターボックスから離してつなぐ
- 水質検査計画は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために策定しています。市では、皆さんに水道水を安心して使用してもらうため、平成29年度水質検査計画を策定し、今月下旬に市ホームページと水道課窓口で公表します。

問水道課 ☎（93）3340

3月1日～7日は春の火災予防運動

消しましょう その日その時 その場所で

この時季は空気が乾燥し、強風の日も多いことから火災が発生しやすくなります。就寝前には、火の元の点検をお願いします。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント！

- 3つの習慣
- 寝たばこは絶対にしない
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器（※）を設置する
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる
- ※住宅用火災警報器は、新築・既存住宅を問わず設置が義務づけられ、市の火災予防条例では「煙式（煙感知器）」の設置を定めています。

問い合わせ先 ●消防本部・署 ☎（92）1311
●北分署 ☎（91）0119

資源ごみ・小型家電の拠点回収を実施します

■日時・場所 3月12日（日）【雨天決行】

- 午前9時～11時30分 市役所正面玄関前駐車場
- 午後1時～3時 北部コミュニティセンター第2駐車場
- ※地域の資源回収は今までどおり行います。

■回収できる資源ごみ 当日に回収できる資源ごみは、次のとおりです。

分類	種類	出し方
紙類	○新聞(チラシ含む)○雑誌○段ボール○アザーペーパー(紙封筒、トイレットペーパー・ラップフィルムの芯、名刺)	種類ごとに紐で束ねる
	飲料用紙パック	水洗いし、紐で束ねる
	パッケージペーパー (お菓子箱、紙袋など)	紙袋に入れるか、紐で束ねる
繊維類	○衣類○シーツ○毛布 ※綿、ふとん、裁断くずなどは不可、ボタンやファスナーはついたままでも可	まとめて束ね、雨に濡れそうな時はビニール袋に入れる
空き缶類	飲料用アルミ缶	
びん類	○ビールびん○一升びん(茶色・緑色の酒びん) ※ラベルのないもの、ヒビや汚れがあるものは不可	中を水洗いする
小型家電	○パソコン○携帯電話・スマートフォン ○デジタルカメラ○ゲーム機○電卓 ○ポータブルラジオ○メモリーカードなど	個人情報情報は完全に消し、電池類は取り除く ※回収後は返却できません。

問環境課リサイクル推進班 ☎（93）4946